

災害支援ガイドブック

8月の豪雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

被災者支援制度について、まとめたガイドブックを作成しました。

掲載した内容は、9月20日現在のものであり、今後、随時更新いたします。

ご不明な点がありましたら、各制度の問い合わせ先におたずねください。

また、『復興対策室』では、被災された皆さまからの相談を何でも受けつけていますので、お気軽にご連絡ください。

●編集・発行：武雄市企画部 復興対策室

27－7510

り災状況に応じた主な支援

全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊 床上浸水	一部損壊 床下浸水
水道使用料・下水道使用料免除 (P. 8)				
武雄市災害見舞金 (P. 3)				
被災者生活再建支援金 (P. 2)				
災害援護資金 (P. 4)				
被災住宅の応急修理制度 (P. 5) ※要件あり				
民間賃貸住宅借 上げ制度 (P. 6)				
災害復興住宅融資 (P. 7)				
行政機関の税・料等の減免・猶予等特例措置 (P. 12) ※税・料等により要件が異なります				

目 次

1	り災証明	1
	り災証明・被災証明（個人）	1
	り災証明（事業者）	1
	被災証明（事業者）	1
2	経済支援	2
	被災者生活再建支援金	2
	武雄市災害見舞金	3
	災害義援金	3
	災害弔慰金	3
	災害障害見舞金	4
	災害援護資金の貸付	4
3	住宅支援	5
	被災住宅の応急修理制度	5
	民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）	6
	市営住宅以外の一時的な仮入居の案内及び相談	7
	災害復興住宅融資	7
4	生活支援	8
	水道料金、下水道料金の免除	8
	便槽汲み取り手数料の助成	8
	消毒用石灰購入助成	9
5	医療・福祉	9
	医療機関での一部負担金の免除	9

	障がい福祉サービス等の利用料の減免	1 0
6	事業者・農業関係者向け支援制度	1 0
	水道料金、下水道料金使用料の減免	1 0
	便槽汲み取り手数料の助成	1 0
	信用保証制度（セーフティネット保証4号）	1 1
	令和元年8月豪雨災害復旧資金	1 1
	農業災害復旧融資	1 2
7	行政機関の税・料等の減免・猶予等特例措置	1 3
	武雄市の税・料等の減免・猶予等 （個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税、保育料、放 課後児童クラブ利用料、市奨学資金）	1 3
	介護保険料の減免	1 4
	後期高齢者医療保険料の減免	1 4
	国民年金保険料の免除	1 4
	住民票の写し等の証明交付手数料免除	1 5
	国税の特別措置	1 5
	県税の特別措置	1 5
8	民間サービスの手続・特例措置等	1 6
	NHK 放送受信料の免除について	1 6

1 り災証明

- り災証明書…被災した住家の損害の程度を市が証明するものです。
- 被災証明書…住家やそれに付随する動産や車両などが被災したことを市が証明するものです。

□り災証明・被災証明（個人）

住家の浸水等により、り災した方に発行します。

- 申請に必要なもの
 - ・被害状況の写真（現像しなくても構いません）
次のような写真を準備してください。
住家のどの部分まで浸水したかがわかる写真
被災を証明する必要がある家財・車両などの写真
※写真撮影後は片付けを始めていただいて構いません。

- 受付窓口、問い合わせ先 武雄市総務部税務課 電話 23-9220

□り災証明（事業者）

店舗・事務所・工場等の浸水等により、り災した事業者の方に発行します。

- 申請に必要なもの
 - ・個人申請と同様
 - ・申請書には代表者印を押印

- 受付窓口、問い合わせ先 武雄市総務部税務課 電話 23-9220

□被災証明（事業者）

製造用機械、農業用施設、農機具等の浸水等により、り災した事業者の方に発行します。

- 申請に必要なもの
 - ・個人申請と同様

- 受付窓口、問い合わせ先 武雄市総務部税務課 電話 23-9220

2 経済支援

□被災者生活再建支援金 ※受付についてはもう少しお待ちください。

生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して生活再建のための支援金が支給されます。

●対象者

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず「解体」した世帯。

●支給額（単位：万円）

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ・基礎支援金…住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ・加算支援金…住宅の再建方法に応じて支給する支援金

（単位：万円）

区 分		基礎支援金	加算支援金		計
複数世帯 （世帯の構 成員が複数）	全壊世帯 解体世帯	1 0 0	建設・購入	2 0 0	3 0 0
			補修	1 0 0	2 0 0
			賃借	5 0	1 5 0
	大規模 半壊世帯	5 0	建設・購入	2 0 0	2 5 0
			補修	1 0 0	1 5 0
			賃借	5 0	1 0 0
単数世帯 （世帯の構 成員が単数）	全壊世帯 解体世帯	7 5	建設・購入	1 5 0	2 2 5
			補修	7 5	1 5 0
			賃借	3 7. 5	1 1 2. 5
	大規模 半壊世帯	3 7. 5	建設・購入	1 5 0	1 8 7. 5
			補修	7 5	1 1 2. 5
			賃借	3 7. 5	7 5

※基礎支援金、加算支援金と2回に分けての申請となる場合があります。

●申請に必要なもの

（基礎支援金）

- ・被災者生活再建支援金支給申請書
- ・世帯全員が記載された住民票謄本（続柄入り）
- ・り災証明書の原本
- ・世帯主様の預金通帳の写し（紛失等している場合は、ご利用の金融機関にて再発行手続きを行ってください。）
- ・※住宅をやむを得ず解体した場合、滅失登記簿謄本又は解体証明書

(加算支援金)

- ・再建方法（住宅の建設・購入、補修、賃貸）に応じてそれを証する書類（契約書等）

●受付場所

武雄市企画部復興対策室 電話 27-7510

□武雄市災害見舞金

武雄市に住所を有する方で災害により住宅が全半壊、住宅が床上又は床下浸水した被災者に対して支給します。

●支給額

- ・住宅被災世帯（全壊）・・・・・・・・・10万円
- ・住宅被災世帯（半壊及び床上浸水）・・・・・・5万円
- ・住宅被災世帯（床下浸水）・・・・・・1万円
- ・負傷者でその治療に1月以上の入院加療が見込まれるもの・・・・・・3万円

●手続きに必要なもの

- ・口座振込届出書及び同意書
- ・り災証明を申請された方は、り災証明の添付不要。
- ・り災証明の申請をされていない方は、り災証明又は、被災証明の申請（税務課）をお願いします。

●問合せ先

武雄市福祉部福祉課 23-9235

□災害義援金

佐賀県及び武雄市の配分委員会で決定後支給となります。

□災害弔慰金

災害により亡くなられた方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

●対象者

- ・生計を主として維持していた方の死亡の場合 500万円
- ・その他の者の死亡の場合 250万円

□災害障害見舞金

災害により負傷し又は疫病にかかり、それが治った時に精神又は身体に重度の障害を受けられた方に支給します。

●対象者

- ・生計を主として維持している方の場合 250万円
- ・その他の者の場合 125万円

●問い合わせ先 武雄市福祉部福祉課 23-9235

□災害援護資金の貸付

災害により、住宅が全半壊又は家財の損害等被災を受けられた方に、生活再建のための援護資金を貸し付けます。

●対象者

災害発生時に武雄市内に居住していた世帯（※世帯の人数により所得制限あり）

●所得制限

世帯員の人数等により、所得制限があります。

世帯人員	前年中の総所得額
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万を加算した額未満

●貸付限度額

被害の種類・程度	世帯主の負傷なし	世帯主の負傷あり
住居の全体が滅失、流出等	350万円	350万円
住居の全壊	250万円(350万円)	350万円
住居の大規模半壊・半壊	170万円(250万円)	270万円(350万円)
家財の1/3以上の損害	150万円	250万円
家財及び住居に損害なし	0円	150万円

※被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別の事情がある場合には（ ）内の額となります。

●貸付利率

無利子（※連帯保証人を立てない場合は年利1％）

●据置期間

3年間

●償還期間

10年（据置期間を含む）

●償還方法

年賦、半年賦または月賦、元利均等償還（繰上償還可）

●問い合わせ・受付場所

武雄市企画部復興対策室 電話 27－7510

3 住宅支援

□被災住宅の応急修理制度 ※9月24日受付開始

被災した住宅の日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理を市が事業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理を実施する制度です。

●対象者

- ・当該災害により半壊以上の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方
- ・応急修理を行うことにより、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる方
- ・民間賃貸住宅借り上げ制度を利用しない方

●応急修理の対象となる住宅

応急修理の対象となる範囲は、日常生活に欠くことのできない部分であり、緊急に修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

※内装に関するものは原則として対象となりません。

★応急修理の対象となる全ての部分の修理前・修理中・修理後の写真が必要となります。

●修理限度額

一世帯当たり 584,000 円。

※これを超える部分については自己負担となります。

●申請に必要なもの

- ・ 災証明書の写し
- ・ 住宅の応急修理申込書
- ・ 資力に係る申出書
- ・ 修理見積書（上記書類を提出された方にお渡しします）

●問い合わせ先 企画部復興対策室 電話 27-7510

□民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅） ※9月24日受付開始

住居の全壊により居住する住宅がない方へ民間賃貸住宅を2年間借り上げて提供する制度です。

●対象者

- ・ 住居の全壊により居住する住宅がない方
※半壊等であっても土砂や流木等により住宅が危険な状態にあり、自らの住宅に居住できない状況である方はご相談ください。
- ・ 住宅の応急修理制度を利用していない方。

●借上げ住宅の条件

- ・ 貸主から同意を得ているもの
- ・ 管理会社等により賃貸可能と確認されたもの
- ・ 家賃
ア) 月額 5.5 万円以内（2 人以下の世帯の方）
イ) 月額 6 万円以内（3～4 人の世帯の方）
ウ) 月額 8 万円以内（5 人以上の世帯の方）

※上記家賃の他、共益費、退去修繕負担金（敷金、月額賃料の 2 か月分を限度）、礼金（賃料の 1 か月分を限度）、仲介手数料（月額賃料の 0.54 か月分を限度）、入居時負担金（鍵の交換費用等）についても負担します。

●入居者の負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等（※家賃込みとなっている場合は、相談ください）

□市営住宅以外の一時的な仮入居の案内及び相談

自宅での生活が困難になられた方へ市営住宅以外の一時的な仮入居の案内と相談をお受けします。

●対象者

- ・家屋が床上浸水等の災害を受けられたことで自宅での生活が困難な世帯。
- ・身を寄せる場所がなく、今後の住まいの目途が立たない世帯。

●お問い合わせ先

武雄市役所まちづくり部住まい支援課 23-9221

□災害復興住宅融資

住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付された方で解体等を行う方は、住宅の建設・購入をする場合において、住宅金融支援機構より低利な資金融資を受けることができます。なお、補修する場合は、「一部損壊」から利用ができます。

融資の概要		個人向け	高齢者返済特例 (申込時の年齢が60歳以上の方限定)
金 利		年 0.37%	年 1.79%
融 資 限 度 額	建設	建設：1,650万円 土地取得：970万円 整地：440万円	
	新築住宅購入	2,620万円	3,130万円
	中古住宅購入	2,320万円～2,620万円	2,830万円～3,130万円
	補修	補修：730万円 聖地：440万円 引方移転：440万円	
返済方法等		親子リレー返済、親孝行ローンの利用ができます。	元金の返済方法は以下の通りです。 ・お亡くなりになった時に土地や建物を売却 ・お亡くなりになった時に相続人が一括返済 ・存命中に分割等で返済

●問い合わせ先

住宅金融支援機構 0120-086-353
048-615-0420

4 生活支援

□水道料金、下水道料金の免除

浸水等被災した家屋(住宅、住宅兼店舗)を対象に水道料金、下水道料金を免除します。

●対象者

災害により、家屋（住宅、住宅兼店舗）が浸水等被災した者

●支援内容

水道料金、下水道料金を3ヶ月間、全額免除します

（令和元年8月分～令和元年10月分）

●支援方法

被災された方からの申請は不要です。但し、被災により市内の公営住宅・民間アパート等へ転居される方については水道課への連絡が必要です。

市の調査に基づき対象とし、免除を決定した方には通知書をお送りします。

●問い合わせ先

武雄市上下水道部水道課 22-2874

〃 下水道課 23-9118

□便槽汲み取り手数料の助成

便槽に被害を受けられた方へ汲取り手数料の助成を行います。

●助成の期間

8月28日～10月末日発注分まで。※10月末までに汲取り業者に発注し、汲取りが11月になっても助成対象となります。

●助成内容

①8月28日～9月13日汲取り分

市役所に領収書もしくは請求書（口座振替の方）を持参してください。汲取り事業者へ支払った額の全額を支給します。

※請求締切期限 令和2年3月31日

②9月14日～10月末 発注分

汲取り手数料は、汲取り事業者へ全額お支払いしますので、申請は不要です。

●武雄市まちづくり部環境課 27-7163

□消毒用石灰購入助成

家屋に浸水被害を受け、自身で消毒用石灰を購入し消毒した方に対して、消毒用石灰に要する費用の補助を行います。

●対象者

市内に住所を有するもの、又は市内に所在する事業者

●補助金額

消毒用石灰に要する費用の全額 ※助成上限 40キロ

●問い合わせ先

武雄市まちづくり部環境課 27-7163

5 医療・福祉

□医療機関での一部負担金の免除

武雄市の国民健康保険に加入されている方で、被災された方に対して、以下の条件にあてはまる方は、医療機関等での窓口負担が軽減されます。

介護保険、後期高齢者医療に関しても同様です。

	国民健康保険	介護保険・後期高齢者医療
条 件	半壊以上	災害による損害が3割以上
減免額	損害の程度による	損害の程度及び前年所得額による

●問い合わせ先

(国民健康保険)	武雄市福祉部健康課	23-9135
(介護保険)	介護保険事務所	0954-69-8221
	武雄市福祉部健康課	23-9135
(後期高齢者医療)	後期高齢者医療広域連合	0952-64-8476
	武雄市福祉部健康課	23-9135

□障がい福祉サービス等の利用料の減免

災害により住宅に著しい被害を受けた場合や収入の減少等により、障がい福祉サービス等の利用料を負担することが困難な方について、減免できる場合があります。

●問い合わせ先

武雄市福祉部福祉課 23-9235

6 事業者・農業関係者向け支援

□水道料金、下水道料金の減免

床上床下浸水した事業所を対象に水道料金、下水道料金を減額します。

●対象事業者

災害により、家屋が床上浸水又は床下浸水した事業所

●支援内容

8月使用分（又は9月使用分）の使用水量を10m³減じて請求します。

●申請方法

申請書の提出は不要ですが、確認が必要です。水道課へご連絡ください。

●問い合わせ先

武雄市上下水道部水道課 22-2874

〃 下水道課 23-9118

□便槽汲み取り手数料の助成

便槽に被害を受けられた方へ汲み取り手数料の助成を行います。

●助成対象

災害により便槽に被害を受けた事業所

●助成内容

災害直後（9月28日以降）の汲み取り手数料1回分を全額免除します。

①8月28日～9月13日汲み取り分

市役所に領収書もしくは請求書（口座振替の方）を持参してください。汲み取り事業者へ支払った額の全額を支給します。

※請求締切期限 令和2年3月31日

②9月14日～ 発注分

汲取り手数料は、汲取り事業者へ全額お支払いしますので、申請は不要です。

●武雄市まちづくり部環境課 27-7163

□信用保証制度（セーフティネット保証4号）

経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。制度のご利用を希望する方は、武雄市による認定が必要です。

●対象者

- ①原則として、法人の場合は本店登記または主たる事業所が、個人事業主の場合は主たる事業所が武雄市内にあること。
- ②武雄市内において1年間以上継続して事業を行ってること。
- ③災害の発生に起因して、原則として最近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

●問い合わせ先

武雄市営業部商工観光課	23-9237
武雄商工会議所	23-3161
武雄商工会（北方町）	36-2111
〃（山内町）	45-2505

□令和元年8月豪雨災害復旧資金

被害に遭われた中小企業・小規模企業者の資金繰りの円滑化を図るため、金融支援をします。

●融資限度額

3,000万円

●資金の用途

災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金

●貸付利率

年0.9% ※保証料率 0%

●貸付期間

10年（据置期間1年）

●必要書類

保証申込書、受付期間の意見書、り災証明書、設計書、見積書（カタログ）、最近3期の財務諸表（付表を含む）

●受付期間

令和元年12月27日まで

●問い合わせ先

佐賀県信用保証協会 TEL 0952-24-4342

最寄りの金融機関、商工会議所、商工会

□農業災害復旧融資

災害により被害を受けられた農業者に対し、農業施設の被害の復旧に必要な費用や経営の再建を図るために必要な資金の融資を行います。

【農林漁業施設資金（災害復旧）】

●対象者

農業者

●貸付限度額

負担額の80%又は1施設あたり300万円（特例：1施設あたり600万円）のいずれか低い額

●融資期間

15年以内（据置期間3年以内）

●問い合わせ先

日本政策金融公庫佐賀支店 0952-27-4120

【農林漁業セーフティネット資金】

●対象者

- ・認定農業者、認定新規就農者
- ・農業所得が総所得の過半を占めている者又は荒収益が200万円以上である者
- ・集落営農組織

●貸付限度額

600万円（特認：年間経営費の6/12以内）

●融資期間

10年以内（据置期間3年以内）

●問い合わせ先

日本政策金融公庫佐賀支店 0952-27-4120

7 行政機関の税・料等の減免・猶予等特例措置

□武雄市の税・料等の減免・猶予等

「災害の被害に係る武雄市 税・料 減免等申請書」による申請を行うことで、下記減免や猶予を一括して申請することができます。

①個人市県民税の減免

②固定資産税の減免

③国民健康保険税の減免

住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方は免除ができる場合があります。(保険金等で補填された金額を除きます)

④保育料の減免（幼稚園、保育所、認定こども園）

保護者が居住する家屋に損害を受けられた場合、保育料を減免できる場合があります。

●要件 保育料を負担する扶養義務者の住家に床上浸水以上の被害を受けた方

●減免額 全額免除：全壊、大規模半壊
5割免除：半壊、床上浸水

●減免期間 令和元年8月～令和2年3月

※対象者の方で、既に納入済の方については、8月以降の減額分保育料は還付します。

⑤放課後児童クラブ利用料の減免

保護者が居住する家屋に損害を受けられた場合、利用料を減免できる場合があります。

●要件 利用料を負担する扶養義務者の住家に床上浸水以上の被害を受けた方

●減免額 全額免除：全壊、大規模半壊
5割免除：半壊、床上浸水

●減免期間 令和元年8月～令和2年3月

※加算額（18時以降の利用料、土曜日の利用料）を含む

※対象者の方で、既に納入済の方については、8月以降の減額分利用料は還付します。

⑥ 武雄市奨学資金返還の猶予

奨学生が被災したことにより返還が著しく困難となった場合、1年以内で返還を猶予できます。さらにその事由が継続する場合は、願い出により1年ずつ延長できます。

●申請方法

武雄市役所税務課、健康課、こども未来課、教育総務課、対象となる窓口に提出してください。（提出は一部で結構です）

●問い合わせ先

- ①、② 武雄市 税務課 23-9220
- ③ 武雄市 健康課 23-9135
- ④、⑤ 武雄市 こども未来課 23-9215
- ⑥ 武雄市 教育総務課 23-5170

□介護保険料の減免

災害により、家屋、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたことにより、保険料を納付することが困難な方について、減免できる場合があります。

●問い合わせ先

介護保険事務所 業務係 0954-69-8223
武雄市福祉部健康課 23-9135

□後期高齢者医療保険料の減免

住宅又は家財の3割以上の損害を受けられた方は保険料の減免を受けることができます。（保険等で補填された金額を除きます。また所得の制限があります。）

●問い合わせ先

後期高齢者医療広域連合 0952-64-8476
健康課 23-9135

□国民年金保険料の免除

住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね5割以上の被害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除を受けることができます。ただし、免除を受けられた場合、受け取る年金額は減額となります。

●問い合わせ先

武雄市役所 健康課 23-9135

日本年金機構 23-0121

(音声ガイドに従い、最初に2番、2回目のガイドでも2番を押してください。)

□住民票の写し等の証明交付手数料免除

被災者の方が、必要とする住民票の写し等の証明書を請求された場合、その手数料を免除します。請求できる人は被災者本人又はその代理人に限ります。

ただし、被災を原因として行う各種手続き等のために申請するものに限ります。

●対象となる証明書

- ・住民票の写し（住民票記載事項証明書）
- ・戸籍謄抄本
- ・戸籍附票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・税証明書
- ・印鑑登録証（再登録）
- ・個人番号カードの再交付
- ・通知カードの再発行

□国税の特別措置

災害により、住宅や家財などに損害を受けられた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けられる場合があります。

また財産に相当の損失を受けられたときは、所轄税務署長に申請をすることによって納税の猶予を受けられる場合があります。

●問い合わせ先

武雄税務署 23-2127

□県税の特別措置

災害により、著しく損害を受けられた場合、自動車税、個人事業税、不動産取得税、産業廃棄物税等の県税に関して、課税額の減免、納税の猶予、申告・納付期限の延長の救済措置を受けられる場合があります。

●問い合わせ先

武雄県税事務所 23-3103

8 民間サービスの手続き・特例措置等

□NHK 放送受信料の免除について

放送受信料について、次のとおり免除される場合があります。

●免除の対象

半壊又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物の放送受信契約

●免除の期間

令和元年 8 月～令和元年 9 月まで（2 か月間）

※既にお支払い済の場合は、お支払い済みの期間を 2 か月間繰り下げさせていただきます。（受信できなくなった場合など返金を希望の場合は下記までご連絡ください。）

●免除手続き

り災証明書等発行手続きによるリストにおいて、市で一括して免除申請をいたします。

●問い合わせ窓口

NHK 佐賀放送局営業部 0952-28-5040
(平日／10：00～17：00)

災害に係る 武雄市税・料 減免等申請書

令和元年 月 日

武 雄 市 長 様

申請者（世帯主）

り災証明受付No.

住 所

氏 名 ㊞

電話番号

届出人名 続柄（ ）

武雄市の各条例の規定に基づき、次のとおり私及び私の属する世帯の世帯員、私及び私の属する世帯の世帯員の被相続人に係る市税・料の減免等を申請します。

なお、私及び私の属する世帯の世帯員、私及び私の属する世帯の世帯員の被相続人の各種課税台帳課税資料、減免等申請資料、各種料等資料及びり災証明関係資料を調査確認されることに同意します。

<り災情報>

り災場所		り災内容
申請理由	令和元年8月豪雨による水害で被害を受けたため	

<市税関連>

税 目	世帯に属する納税義務者名		
市 県 民 税			
固 定 資 産 税			
国 民 健 康 保 険 税			

◆添付書類

- ☐被害にあった**住宅**の**取得日**及び**取得費用**がわかるもの（契約書等）
☐被害にあった**車両**の**年式**、**購入日**及び**購入費用**がわかるもの（契約書、領収書等）
☐**住宅**、**家財**及び**車両**等に対して支払われた損害保険金等の金額がわかるもの
☐土砂の撤去等、被害前の状態に戻すためにかかった費用がわかるもの（領収書等）
☐委任状（同一世帯員以外の方が申請する場合）

※減免は各税目ごと及び対象者ごとに審査して決定し、後日通知いたします。

世帯構成員数

人

<保育料>

保護者名	児童氏名		
園名（ ）			

<放課後児童クラブ利用料>

保護者名	児童氏名		
施設名（ ）			

<武雄市奨学資金返還猶予>

奨学生氏名（ ） 返還猶予を希望する期間：令和 年 月から 年 月まで

必ずしも申請書に記載されたすべての方が減免の対象となるものではありません。